**令和７年度****かいづか結婚お祝いチケット事業登録店募集要項**

**１．かいづか結婚お祝いチケット事業（以下、「お祝い事業」という。）の目的**

貝塚市に婚姻届を提出した方及び貝塚市パートナーシップ宣誓をされた方（以下、「受益者」という。）を祝福することにより、本市への愛着と定住志向を醸成するとともに、本市における商工業の振興を図ることを目的とする。

**２．お祝い事業について**

貝塚市に婚姻届を提出した場合に、結婚のお祝いとして様々なサービス（以下、「本サービス」という。）を受けることができる「かいづか結婚お祝いチケット」（以下、「チケット」という。）を希望者に対して発行する。なお、本サービス実施にかかる費用は登録店の負担とする。

（協力：貝塚商工会議所、貝塚市商店連合会）

**３．チケットの発行について**

（１）名称：「かいづか結婚お祝いチケット」

（２）発行者：貝塚市

（担当課：貝塚市子ども部子育て支援課）

（登録店募集担当課：産業戦略課）

（３）発行方法：貝塚市へ婚姻届を提出し受理された方及び貝塚市パートナーシップ宣誓をされた方に対し、本事業のチラシとチケットを配布する。

（４）発行予定数：約300枚/年（婚姻届提出件数）

（５）発行期間：令和７年６月１日から令和８年５月３１日まで

（６）発行場所：貝塚市役所市民課窓口（婚姻届提出窓口）

（７）有効期限：発行日より３か月

**４．登録店の条件**

貝塚市内において店舗または事業所を有し、小売業・飲食業・サービス業等を営み、新婚

世帯にとって有益性のある物品やサービスを提供する事業者とする。但し、次の事業者を

除く。

1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第

２条に規定する営業を行っている事業者

1. 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行ってい

る事業者

1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号及び第６号並びに貝塚市暴力団排除条例第２条第３号に規定する事業者

**５．登録店の対応**

（１）登録店であることが明確になるよう、登録店に対し交付する掲示物を利用者が分かりやすい場所に掲示すること。

（２）チケットが持ち込まれたら、受け取る前に問題がないかを確認し、あらかじめ登録されている本サービスの内容を提供すること。

（３）チケットを受け取った時は裏面の所定欄に受取年月日と登録店名を記入すること。

（４）貝塚市から利用実績数など実績の報告を求めれられた際に速やかに報告すること。

**６．注意事項**

（１）持ち込まれたチケットの色合いやデザインが明らかに違うなど、偽造されたチケットと判別できる場合はチケットの受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに発行者まで報告すること。

（２）有効期限の過ぎたチケットは受け取らないこと。

（３）受け取ったチケットを売買及び利用しないこと。

（４）受益者の個人情報が必要な場合は、必ず本人の同意を得た上で、本人から提供を受けること。

（５）受益者に対し、本サービス以外の営業活動等を行う場合は、必ず本人の同意を取ること。

（６）本サービス提供にかかる責任は登録店自らが負い、貝塚市は一切責任を負わない。

**７．登録申請手続きについて**

（１）申請方法

別添の「令和７年度かいづか結婚お祝いチケット事業登録店申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、郵送または直接提出し申請するものとする。（FAXは不可）

　　　「令和７年度かいづか結婚お祝いチケット事業登録店申請書兼誓約書」は下記ホームページからダウンロードすること。

　　（https://www.city.kaizuka.lg.jp/kakuka/sogoseisaku/sangyo/topics/kekkonniwai.html）

（２）申請書の提出先

〒597-8585　貝塚市畠中１丁目１７番１号　貝塚市役所本庁２階

貝塚市総合政策部産業戦略課　登録店募集担当

（３）申請期間

受付期間：令和７年４月１０日（木）から令和７年５月１６日（金）まで

（４）その他

①個別の店舗ごとに申請すること。貝塚市内に複数の店舗があっても、店舗ごとに申請書を作成すること。

②複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申請は不可とする。個別のテナントごとに申請すること。

**８．登録店の取消等**

この「募集要項」に違反する行為が認められた場合及び本事業の趣旨と合致しないと判断した場合、登録店の取消をすることがある。また、違反などにより損害金が発生した際は請求することがある。

**９．お問合せ先**

【登録店募集に関すること】

〒597-8585　貝塚市畠中１丁目１７番１号

貝塚市総合政策部産業戦略課事業者募集担当　TEL：072-433-7193

【その他かいづか結婚お祝いチケット事業全般に関すること】

〒597-8585　貝塚市畠中１丁目１７番１号

貝塚市子ども部子育て支援課かいづか結婚お祝いチケット担当

TEL：072-433-7024